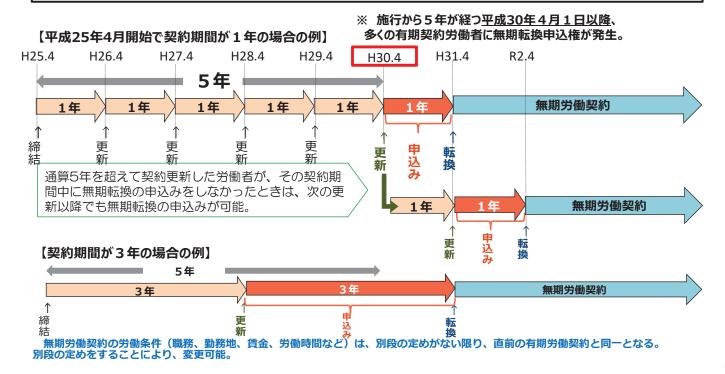
1 無期転換ルール及び 大学、研究開発法人等の研究者等 に対する無期転換ルールの特例について

# 無期転換ルールの概要

- 有期労働契約が繰り返し更新されて通算 5 年を超えたときは、<u>労働者の申込みにより</u>、期間の定めのない労働契約 (無期労働契約) に転換できるルール。(労働契約法第18条:平成25年4月1日施行)
  - ※ 通算期間のカウントは、平成25年4月1日以後に開始する有期労働契約が対象。平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間に含めない。
  - ※ 通算期間をリセットするケーリング期間(原則6ヶ月でリセット)の規定あり(第18条第2項)



- 有期労働契約が更新により通算5年を超えた場合には、労働者の申込みにより、無期転換できるが (無期転換ルール、労働契約法第18条)、大学等、研究開発法人等の研究者等については、 術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(※)において、無期転換の申込みができるまでの期 間を、通算10年とする特例が定められている。
  - (※) 旧名:研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律



- 研究者等であって、研究開発法人・大学等と有期労働契約を締結した者
- 研究開発等に係る企画立案、資金の確保等の運営管理業務の従事者であって、研究開発法人・大学等と有期労働契約を締結した者
- 共同研究開発等の業務に専ら従事する研究者等であって、当該開発等を行う試験研究機関等・研究開発法人・大学等以外の者と有期 3 労働契約を締結した者
- 共同研究開発等の運営管理業務に専ら従事する者であって、当該開発等を行う試験研究機関等・研究開発法人・大学等以外の者と有 期労働契約を締結した者

・経済産業研究所 ・産業技術総合研究所

新エネルギ

十太研究所

建築研究所

石油天然ガス・金属鉱物資源機構

海上・港湾・航空技術研究所

自動車技術総合機構

・環境再生保全機構

·産業技術総合開発機構

【対象となる大学、研究開発法人、試験研究機関等】※研究開発法人、試験研究機関等は、同法及び同法施行令において限定列挙されている。

- ※大学と以下の大学共同利用機関
- ○人間文化研究機構
  - 国立歴史民俗博物館
  - · 国立国語研究所
- ○自然科学研究機構 ・国立天文台
- 基礎生物学研究所 等
- ○高エネルギー加速器研究機構 · 素粒子原子核研究所 等
- ○情報・システム研究機構
- ·統計数理研究所 等

#### 〈研究開発法人〉※全て独立行政法人。

- 日本医療研究開発機構
- 情報通信研究機構
- ・労働者健康女主機師・ ・ 選類総合研究所・ ・ 国立特別支援教育総合研究所・ ・ 医薬基盤・健康・栄養研究所・ ・ 国立がん研究センター・
- 物質・材料研究機構
- ・防災科学技術研究所・量子科学技術研究開発機構
- 科学技術振興機構
- · 理化学研究所 · 宇宙航空研究開発機構
- - 海洋研究開発機構 日本原子力研究開発機構

  - ・国立循環器病研究センター 国立精神・神経医療研究センター

  - ・国立国際医療研究センター・国立成育医療研究センター
  - ・国立長寿医療研究センター ・農業・食品産業技術総合研究機構 ・国立環境研究所
  - ・国際農林水産業研究センター
- <試験研究機関等> ・森林研究・整備機構 ・水産研究・教育機構
  - 経済社会総合研究所科学警察研究所
  - 国立教育政策研究所
  - 科学技術・学術政策研究所 国立医薬品食品衛生研究所 国立保健医療科学院
  - 国立社会保障・人口問題研究所

  - 国立感染症研究所 動物医薬品検査所 農林水産政策研究所
  - 国土技術政策総合研究所
  - 気象研究所 · 高層気象台 地磁気観測所 · 環境調査研修所 · 消防大学校
- 国立障害者
- \_ リハビリテーションセンター ・国土地理院
- ・海上保安大学校 気象大学校
- · 防衛装備庁航空装備研究所 陸上装備研究所

  - 艦艇装備研究所

  - 次世代装備研究所 千歳/下北/岐阜試験場
- · 防衛研究所 · 防衛大学校 ・自衛隊中央病院・防衛医科大学校
- 高層気象台 ・ (独) 農林水産消費安全技術センター ・環境調査研修所 ・ (独) 製品評価技術基盤機構 ・法務総合研究所 ・ (独) 国立印刷局

# 「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」のポイント

※令和2年12月3日 科学技術·学術審議会人材委員会決定

#### 策定の趣旨

ポストドクターの雇用・受入環境の改善や、研究者としての能力開発、キャリア開発支援等に関する 各大学・公的研究機関の取組の充実を図り、ポストドクターが研究に専念できる環境を確保するとと もに、一定の期間を経て、次のポストにステップアップできる環境の実現を図る。

#### 主な内容

## 第1章 雇用・受入環境等に関する事項

- ○ポストドクターの適切な待遇の確保
  - ・3年から5年程度の任期の確保
  - ・高度な業務に見合った適正な水準の給与の確保
- R A (博士学生)の適切な処遇の確保
  - ・適切な支援制度の設計や学内規程の整備
  - ・業務の性質や内容に見合った対価の設定 (2,000~2,500円程度の時間給の支給)

### 第2章 研究環境に関する事項

- ○機器利用等における配慮
  - ・ポストドクターを含む設備・機器の共用の促進 (機関としての共用方針の策定)
- P I 等による研究活動の支援
  - ・P I による研究状況のレビューやメンター等による支援

### 第3章 キャリア開発の支援に関する事項

- ○研究者としての能力開発機会の提供
  - ・研究者として必要なスキル・能力の可視化・体系化
  - ・汎用的で幅広いスキル・能力を目指す取組の充実
- ○計画的なキャリア支援の実施
  - ・ポストドクターは2か所程度までとし、3年から7年程 度で次のステップに進める環境の整備
  - ・具体的な方針の策定と、計画的な育成の推進

#### 第4章 その他

- ○大学・研究機関での組織的取組の推進
  - ・経営方針での、若手研究者の雇用・育成の位置づけ ・各部局やPI等の認識向上に向けた取組の推進
- ○全ての若手研究者への配慮
  - ・ガイドラインの趣旨を踏まえた若手研究者への対応